

別紙

諮問第650号

答 申

1 審査会の結論

別表に掲げる本件開示請求に対し、不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った開示請求（別表のとおり。以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成30年4月17日付けで行った不存在を理由とする非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

要求内容を確認もせず、メールが存在するにもかかわらず、不存在としたのであるから、当該非開示決定は違法不当である。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

本件開示請求の趣旨は、平成〇年度に審査請求人が実施機関の公益通報弁護士窓口に対して行った特定の公益通報（以下「本件公益通報」という。）の処理に際し、担当弁護士が窓口である教育庁総務部総務課（以下「教育庁窓口」という。）に対して伝え

た内容（通報に際して審査請求人が担当弁護士宛てに送付した資料の取扱いに係る審査請求人からの要望）に関して、担当弁護士が教育庁窓口に伝えた時期、当時の教育庁窓口の担当者名及び具体的な内容が分かる情報（以下「本件請求個人情報」という。）を求めるものと考えられる。

本件公益通報については、平成〇年〇月〇日に担当弁護士が受け付け、同月〇日付で担当弁護士から教育庁窓口を受付報告があった。

当該報告には、本件請求個人情報の記述はなく、また、当時の関係者に確認したところ、担当弁護士から教育庁窓口に対して、審査請求人が主張している内容に係る伝達事項はなかったことを確認している。

実施機関として、本件請求個人情報に係る記録は作成及び取得しておらず、存在しないことから、不存在を理由として非開示決定したものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 6月18日	諮問
平成30年10月23日	実施機関から理由説明書收受
平成30年11月11日	審査請求人から意見書收受
平成30年11月13日	審査請求人から意見書收受
令和 2年 1月30日	新規概要説明（第204回第一部会）
令和 2年 2月20日	審議（第205回第一部会）
令和 2年 7月16日	審議（第206回第一部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のよう
に判断する。

ア 実施機関の事務事業について

実施機関では、東京都教育委員会公益通報弁護士窓口の設置に関する要綱（平成
25年4月23日25教総総第136号教育長決定。以下「要綱」という。）を定め、教職
員の職務の執行に関する法令違反等の不適正な行為について、弁護士を通して通報
できる「公益通報弁護士窓口」を設置し、これを運用している。

要綱8条1項は、「公益通報・・・は、通報者等が別紙様式を弁護士窓口宛て電子
メール又はファクシミリで送付することにより行う。」と規定している。

要綱10条2項は、「担当弁護士は、受け付けた通報内容を教育庁窓口へ報告し、
必要に応じて通報内容への対応について、教育庁窓口と協議を行う。」と規定して
いる。

要綱11条1項は、「部所担当課等は、通報者の秘密保持に配慮しつつ、遅滞なく、
被通報者その他の関係者からの事情聴取その他の必要かつ相当と認められる方法で
調査を行う。」と規定している。

要綱12条1項は、「部所担当課等は、調査の結果、通報対象事実又は法令違反行
為があると認められた場合は、速やかに是正措置等を講じる。」と規定している。

イ 審査会の審議事項について

審査請求人は、前記2（2）のとおり主張していることから、審査会は、本件
開示請求について、実施機関が、本件請求個人情報を不存在と判断したことの妥
当性について、審議を行う。

ウ 本件請求個人情報の不存在の妥当性について

審査会が関係書類を見分したところ、本件公益通報に関して、担当弁護士から教
育庁窓口へ受付報告が行われ、その後、教育庁窓口から担当弁護士宛てに調査結果
が報告されている事実が確認された。

一方で、当該関係書類において、提出書類の取扱いに関する審査請求人の要望に

係る記述は特段見当たらず、本件請求個人情報の存在は確認されなかった。

これら一連の手続は、要綱に沿った手続であると認められ、当該関係書類の外に本件請求個人情報が記録された公文書の存在をうかがわせるに足りる特段の事情も見当たらない。

これらを踏まえると、本件請求個人情報を作成及び取得しておらず存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、本件開示請求について、不存在を理由として非開示とした決定は妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書及び意見書においてその他種々の主張を行っているが、これらは審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、寺田 麻佑

別表 本件開示請求及び本件請求個人情報

本件開示請求	本件請求個人情報
<p>1. 本日、○時○分に公益通報担当○○と電話の際</p> <p>平成○年○月○日付けの回答「○○弁護士が、公益通報担当に対して、資料を○○に対して送らないよう指示していたか」に対して、元担当者が、○○弁護士に確認した上で回答していると発言されました。</p> <p>その為</p> <p>①平成○年私から○○弁護士に対して電話連絡をし、○○弁護士から公益通報担当に対して、平成○年○○へ資料を送らないようにメールでお願いしたことに対して確認を取った際のやりとり記録</p> <p>②○○弁護士が、担当者へ伝えたと言われた記録</p> <p>○○弁護士がいつ誰に何を伝えたのかがわかる内容</p>	<p>平成○年度に審査請求人が本件公益通報の処理に際し、担当弁護士が教育庁窓口に対して伝えた内容（通報に際して審査請求人が担当弁護士宛てに送付した資料の取扱いに係る審査請求人からの要望）に関して、担当弁護士が教育庁窓口に伝えた時期、当時の教育庁窓口の担当者名及び具体的な内容が分かる情報</p>